

あんしん 10 プレミアム 保証

「故障かな？」と思ったら・・・

- 使用方法をご確認ください。
対象製品の取扱説明書をお読みいただき適切な使用方法かどうかご確認ください。
- 保証期間内かどうかご確認ください。
本保証の保証期間欄に記載されていますのでご確認ください。
- 対象製品のメーカー保証開始日（製品ご購入日）から上記保証期間経過後までとなります。
本保証の対象となる故障かどうかをご確認ください。
- 対象内外の判断基準は、裏面の保証規定に記載されていますのでご確認ください。
一般家庭での通常使用状況での故障が本保証の対象です。
- 修理申込
下記販売店に保証書記載の保証番号をお知らせの上、修理をお申込ください。
- 延長保証サービス窓口（運営会社：合同会社スカイ・クリエイト 大阪府大阪市中央区東心斎橋 1-3-27-1501）

Eメール info@sky-create.com TEL 06-7503-9618 FAX 06-4300-4730

あんしん 10 プレミアム保証の概要

- 保証対象：本保証書の「製品名」欄に記載の製品 ※ 購入日から 3 カ月以内で当社で購入された商品が対象です
保証期間：本保証書の「保証期間」欄に記載の期間
保証回数：本保証期間中に修理回数の制限はありません。
免責金額：保証対象の場合、修理時にお客様のご負担はありません。

注意事項

1. 本保証書は大切に保管してください。紛失の場合は、本保証を受けられない場合がございます。
2. 本保証は無料修理をお約束するもので金銭の提供を行うものではありません。
3. 通常使用状況での故障が対象です。
業務使用・天災・人災等によると故障は本保証の対象となりませんのでご注意ください。

販売店名

合同会社スカイ・クリエイト TEL:06-7503-9618
大阪府大阪市中央区東心斎橋 1-3-27-1501 FAX:06-4300-4730

本規定は、本保証書に記載された新品の対象製品（以下「本製品」といいます）につき、本保証期間（以下「延長保証期間」といいます）中に故障が発生した場合、本保証のご登録のお客様に対し販売店が以下の条件に基づいて無料修理をお約束するものです。（本規定に記載がない事項については本製品のメーカー保証に準じます。本保証の責任の範囲は修理可能な場合を前提としたものとなります。）

- 延長保証期間中に、本製品の取扱説明書および本体貼付ラベル等の注意書に従った正常な使用状態で本製品に故障が生じた場合は、本保証書記載の販売店または延長保証サービス窓口を保証番号をお知らせの上、修理をご依頼下さい。なお、本保証書記載の販売店および延長保証サービス窓口以外に直接修理を依頼された場合は、本保証の対象となりませんのでご注意ください。
- 本製品に対する代替品がメーカーより提供された場合は、販売店に速やかにご連絡下さい。ご連絡いただけない場合は延長保証期間中であっても、本保証の対象となりませんのでご注意ください。
- 次の場合は、延長保証期間中でも本保証の対象とはなりません。
 - 対象外製品の場合
 - ①メーカー保証書が交付されていない製品またはメーカー保証期間が1年未満の製品
 - ②電気用品安全法に定める電気用品の基準に適合しない製品
 - ③業務用機器、医療機器（医用電気機器・医用機器）
 - ④純正・メーカー推進以外の部品・部材を使用した場合や改造した場合（故障原因が改造等に起因しない場合も対象外となります）
 - ⑤並行輸入品等日本国内の正規修理サービスを受けることが出来ない製品
 - 保証書の紛失、改ざん、事実相違の場合
 - ①本保証書のご提示がない場合
 - ☒本保証書に記載された文句が書き換えられたり、書き加えられた場合
 - ☒本保証書に記載された本製品の情報と購入時の実際の情報が異なる場合（保証書記載の購入金額と実際の購入金額が相違している場合等）
 - 故障でない場合
 - ①リカバリー、インストール、データの復元、部品交換を伴わない調整（ファームウェアのアップデート、各種設定を含みます）、および手直し
 - ②内部清掃、洗浄作業（エアコン熱交換器の洗浄作業等）
 - ③一定期間（または回数）使用した際に必要なメンテナンスや部品交換（フィルタ交換、プリンタ廃インクタンクや吸収剤の交換等）
 - ④液晶画面のドット欠落、経年劣化に伴う輝度劣化等の症状
 - ⑤増設機器、周辺機器、ソフトウェアとの互換性や組合せにより正常に動作しない場合
 - ⑥修理の際、お客様が申告された症状が確認できなかった場合や保証対象外となった場合の一切の費用
 - 対象外の原因の場合
 - ①製造メーカーの責に帰する故障または破傷（構造上の欠陥やパーツの不良等のいわゆる傾向不良やリコール：この場合、製造メーカーによる修理・交換となります）
 - ②本製品設置後の取り付け場所または取り付け位置の移動、落下、衝撃等によって生じた本製品の故障または損傷
 - ③一般家庭用以外（業務用途や医療用途、車輪や船舶への搭載等）での使用によって生じた本製品の故障または損傷
 - ④天災・人災（ウイルス・盗難・落下等）等によって生じた本製品の故障または損傷
 - ⑤使用上の誤りによる故障または損傷（取扱説明書記載以外の使用等）
 - ⑥メーカーや法令が定める定期メンテナンスや点検、部品交換を怠ったことに伴う故障または損傷
 - ⑦施工に起因する一切の不具合（配管、配線工事の不良、備え付け不良等）
 - ⑧動・植物、ほこり等の外部要因による故障または破傷
 - ⑨公害、塩害※1、ガス害（硫黄ガス等）、異常環境（水質※2・水圧・電圧・電磁波等）、指定外の使用電源（電圧・周波数等）、油、水蒸気、酸・アルカリ性蒸気、消毒用アルコール性蒸気等の多いところでの使用により生じた事故または破傷
 - ※1 本製品が耐塩害・耐重塩害仕様機種の場合でも、故障が塩害に起因する場合には保証対象とはなりません。
 - ※2 本製品が井戸水対応機種の場合、延長保証加入時にメーカーが定める水質基準を満たしている場合でも、故障が水質に起因する場合には保証対象とはなりません。
 - ⑩水漏れ・冠水・電池の液漏れ・腐食・消耗・摩耗・さび・かび・むれ・腐敗・変質・変形・変色・劣化・スケール付着・その他類似の事由等によって生じた故障または破傷
 - ⑪灯油を使用する機器の不良灯油、不順灯油に起因する故障・不具合
 - ⑫給湯器の追加機能・付加機能（床暖房機能、浴槽洗浄機能、ジェット機能等）にかかる故障・不具合
 - ⑬ソーラー接続機能付給湯器におけるソーラー接続に起因する故障または破傷
 - 対象外の費用・損害の場合
 - ①本製品の修理に伴う建築躯体の修理（天井はがし等）および養生に要する費用
 - ②足場やクレーン車代等の特殊工事費用
 - ③本製品の修理に替わって代替品を提供する場合に発生する、旧製品の廃棄費用およびリサイクル費用
 - ④修理の際、本保証の対象とならないことが判明した場合のすべての費用（出張費、技術料、運送費用、キャンセル費用等）
 - ⑤持込修理対象製品における、「お客様」～「販売店」間の製品運送費等のすべての費用
 - ⑥消耗品（消耗性の部品、一定期間での点検、交換を前提とした部品等を含む）の交換、消耗・摩耗・さび・かび・むれ・腐敗・変質・変形・変色・劣化・スケール付着・その他類似の事由
 - ⑦外観の損害・破傷等、本製品の通常使用に影響がなく、性能を発揮するにあたり支障のない損害または破損
 - ⑧故障原因究明のための調査費用
 - ⑨本体以外（データ、ソフトウェア、OS、BIOS、周辺機器、付属品類、オプション品等）に生じた故障、破傷、復元費用、また、これらに起因した本体の故障または破傷
 - ⑩本製品の故障もしくは破傷に起因して生じた身体障害（障害に起因する死亡を含みます）、または本製品以外の財物（ソフトウェアを含みます）に生じた故障等の損害
 - ⑪本製品の故障または破傷に起因して、本製品または本製品以外の財物が使用できなかったことによって生じた損害
 - ⑫認知を損なわない程度のディスプレイの劣化
 - ⑬お客様の要望により発生した緊急対応（出張・部品の緊急配送）・時間外工事などで生じる修理代金との差額費用
- 記憶装置（ハードディスク等）を搭載する製品の修理を実施するにあたり、記憶されているデータの消去が必要と判断された場合には、延長保証サービス窓口は本保証のご登録のお客様にその旨を通知せずにデータの消去を実施できるものとします。また、消去したデータ自体および消去したデータの復元に係る費用に関しては、本保証の対象とはなりません。
- 修理のご依頼が延長保証期間の末日より後になされた場合は、本保証の対象とはなりません。
- 1回の修理料金（税込）が、対象製品の販売価格（税込）または「同機種または同等品の再調達価格（税込）」を超過する場合は、修理を行わず、対象製品の販売価格（税込）または、再調達価格（税込）のいずれか低い金額を上限とし、延長保証サービス窓口の選定による同機種または同等品（メーカー問わず）が提供されます。その際、本製品（未修理品）に対する所有権は移転しません。
- 出張修理、持込修理の判断および持込修理対象製品の修理の際の製品運送業者の手配は延長保証サービス窓口が行います。
- 離島および遠隔地への出張修理を依頼される場合、その出張に要する実費（高速料金、フェリー代等）を申し受けまます。
- 本保証は原則として解約できません。
- 本保証は日本国内においてのみ有効です。
- 本保証期間は、本製品の部品ごとのメーカー保証終了の翌日に始まり、本製品のメーカー保証開始日（住設機器は製品設置日、家電製品は製品ご購入日）から表面記載の保証期間経過後に終了します。
- 故障の認定等について延長保証サービス窓口とご登録のお客様の間で見解の相違が生じた場合は、延長保証サービス窓口を通じて中立的な第三者の意見を求めることがあります。